選定審査方法について

1. 審査方法

すべての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接 審査において総合的に採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候 補者として選定する。

また、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定する。

選定後から基本協定の締結までの間に、指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とする。

2. 審査点数について

- (1) 各委員の持ち点数は、採点者ごとに100点とする。それぞれの審査の合計点数は、『100点満点/1名×出席委員数=満点』とする。
- (2)審査の結果、評価の総合計点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとする。
- (3) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を指定管理者の候補者と決定する。

それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、最上位の団体を 指定管理者の候補者と決定する。

優先順位	審查項目
第1位	(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第2位	(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。
第3位	(6)管理経費の縮減が図られること。
第4位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサー
	ビスが提供できること。
第5位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであ
	ること。
第6位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎そ
	の他経営に関する能力を有すること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(4)これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

3. 採点の基準

採点は、次の表を基本として行うものとする。

配点基準	配点10点	配点14点	配点20点
特に優れている(高度な能力を有している)	9~10点	12~14点	17~20点
優れている(優れた能力を有している)	7~8点	9~11点	13~16点
普通(能力を有している)	5~6点 5	7~8点	9~12点
多少不十分(多少能力が乏しい)	3~4点	4~6点	5~8点
不十分(能力が乏しい)	1~2点	1~3点	1~4点
劣っている (能力がない)	O 点	O点	O点

4. 点数の付与

条例に定める次の指定の要件の審査においては、それぞれ該当の点数を付与する。

〇 管理経費の縮減

該当要件		
市の指定管理料の積算額(修繕費除く) と指定期間における指定管理料の提案	2%以上4%未満	1点
	4%以上6%未満	2点
額(修繕費を除く平均額)を比較し、	6%以上8%未満	3点
削減率に応じて付与	8%以上	4点

○ 市長が定める要件(※6点を上限に、審査項目ごとに2点ずつ付与する。)

該当要件	配点
次のいずれかに該当する場合 (グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。) 〇 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 〇 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 の 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 13 条による認定を受けている場合(グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること)	2点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) 第9条に基づく認定を受けている場合	2点
青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合(グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。)	2点
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、 65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合 (グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。)	2点
市内に本社・本店を有している場合 (グループ応募の場合は 1 者以上が満たしていること。)	2点
ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KESステップ 2 の登録又はエコステージ(レベル3)の認証のいずれかを受けている場合 (グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること)	2点